

ふかえりのわくわくFP通信

ちょっと気になる「資産運用」「保険」「年金」などお金についての話題をお届けします。



新NISAが始まりました！

2024年1月いよいよ新NISAが始まりました。株式や投資信託などに投資して得られた利益には通常税金が約20%かかりますが、NISA口座を利用して得られた利益には**税金がかかりません**。投資で得た利益を全て受け取ることができる、とてもお得な制度です！

新NISAでは、成長投資枠とつみたて投資枠が併用可能。年間投資上限はつみたて投資枠が年間120万円、成長投資枠が年間240万円、合計360万円へと大幅に拡大されます！

さらに、非課税保有期間が無期限に！

生涯非課税保有限度額は1人あたり1,800万円。そのうち1,200万円まで成長投資枠で利用することができます。

その上、新NISAでは売却分の非課税保有限度額が、売却の翌年以降に再利用可能となります。

本当に素晴らしい制度になりました！

確定申告の季節です！

2月16日(金)～3月15日(金)

還付申告は、確定申告の期間外でも可能です。申告期間中の税務署の混雑を避けるため期間外に申告、またはスマホでの申告を検討してはいかがでしょうか？

すでに年末調整をした方でも確定申告をしたほうが良いのは以下のような場合です。

- 年末調整で控除書類の提出ができなかった
- 年末調整以降に扶養家族ができた
- ふるさと納税をして「ワンストップ特例制度」を利用していない
- 寄付をした
- 住宅ローンを組んだ
- 給与所得者の特定支出控除がある
 - 転勤等で転居費がかかった場合
 - 職務に必要な資格取得、書籍の購入
 - 単身の人の帰宅費用、など
- 医療費の支払いが10万円を超えている
- 災害や盗難で被害にあった
- 年末調整をしていない（中途退職して年内に再就職していない場合など）

このような場合には、還付が受けられることがあります。対象になるか気になる場合には、税務署に問合せをしてみてください（思いのほか丁寧に教えてくれます(^_-)-☆）。

「みらいのお金クリニック」
アルシアコンサルティング株式会社
深川 恵理子

〒251-0023 神奈川県藤沢市鵜沼花沢町2-3PHビル2階
TEL 0466-54-8417 CALL 090-8437-5259

[HP click](#) ◀ [Blog click](#) ◀ [LINE friend](#) ◀ [Twitter follow](#) ◀



税金のことちょっと考えてみましょう！

2023年の今年の漢字は「税」

昨年12月に選ばれた今年の漢字は「税」でしたね。

- 一年を通して増税議論が活発に行われた
- 所得税・住民税の『4万円の定額減税』が話題に
- インボイス制度やふるさと納税など、多岐に渡る「税」にまつわる話題が取り沙汰された
(公益財団法人 日本漢字能力検定協会「今年の漢字」より引用)

このような理由で応募数が1位になったようです。

「税」という漢字は消費税が5%から8%に引き上げられた2014年にも選ばれています。2019年に8%から10%に引き上げられましたがその時の「今年の漢字」は「令」でした。

私たちに大きく関係があるのが所得税です。給与明細の額面と手取りの違いに愕然とする人もいるのではないのでしょうか？

下表は所得税の税率表です。

| 課税される所得金額 | 税率 | 控除額 |
|------------------------------|-----|------------|
| 1,000円から 1,949,000円まで | 5% | 0円 |
| 1,950,000円 から 3,299,000円まで | 10% | 97,500円 |
| 3,300,000円 から 6,949,000円まで | 20% | 427,500円 |
| 6,950,000円 から 8,999,000円まで | 23% | 636,000円 |
| 9,000,000円 から 17,999,000円まで | 33% | 1,536,000円 |
| 18,000,000円 から 39,999,000円まで | 40% | 2,796,000円 |
| 40,000,000円 以上 | 45% | 4,796,000円 |

課税所得が300万円の場合の税額は以下になります。

$300\text{万円} \times 10\% - 97,500 = 202,500\text{円}$
税引き後：2,797,500円

昇級して課税所得が330万円になると、

$330\text{万円} \times 20\% - 427,500 = 232,500\text{円}$
税引き後：3,067,500円

昇級したのに思ったほど増えていないと感じるのは課税所得（収入から控除を引いた金額）が上がると税率が上がる仕組みになっているからです。

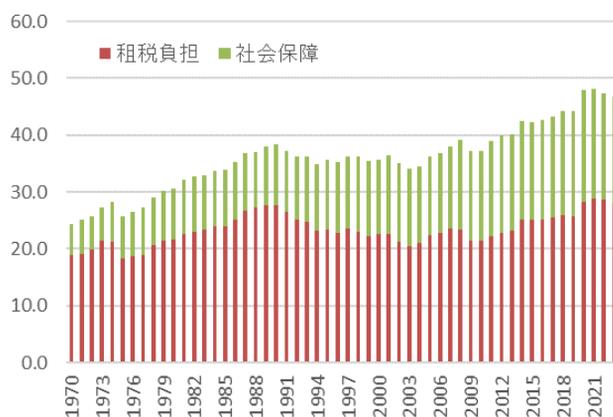
所得税以外にも住民税がかかりますし、税金ではありませんが社会保険料も引かれます。

国民負担率は47%

国民負担率とは国民所得（個人と企業両方の所得の合計）に対する税金と社会保険料の割合のことです。財務省によると令和4年の国民負担率は47.5%、令和5年見通しは46.8%（2023年2月時点）でした。

日本中の企業や個人の稼ぎの約半分が税金や社会保険料と聞くと驚かれる人も多いのではないのでしょうか？

下図は国民負担率の推移です。1970年には24%でしたが年々上がり続け47%にまで上昇しました。



社会保険料の伸びが目立ちますが、今後も高齢化によりこの傾向が続くとされています。

手取りが増えにくい状況だからこそ家計や貯蓄の方法を見直して将来に備えておく必要がありますね。

非課税になるものは大いに利用したいと思います！